

市民活動団体 登録団体募集

団体の情報を
効果的に発信！

- ★ これから市民活動を始めようとする方のきっかけに！
- ★ 市民活動団体の組織化促進に！
- ★ 団体間の連携、情報交流機会に！

◆ 市民活動団体とは・・・

ボランティア団体、特定非営利活動法人（NPO 法人）など不特定多数の者や社会全体の利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間団体です。

次の項目のいずれにも該当する団体は、この制度に登録することができます。

- 羽島市内に事務所を有し、又は主に羽島市内で活動する団体である。
- 5人以上の会員で構成されている。
- 定款、規約又は会則等が整備されている。
- 政治活動、宗教活動、選挙活動等を目的とする団体ではない。
- 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でない。
- 法令その他公序良俗に反する活動を行う団体でない。

※ 共益的（会員の親睦やスキルアップを図る活動）・互助的な活動や個人の趣味に関する活動を目的とする団体、公益法人、自治組織等を除きます。



◆ 団体登録を行うと・・・

- 登録事項を市ホームページ等に掲載し、広く市民に公開します。
- 市民又は公的機関からの問い合わせに対し、登録事項を提供します。
- 掲示希望の申出があった場合、その団体の主催する行事等を市の施設を利用して掲示します。
(市がその内容を適当であると認めるものに限りです。)

次の書類を、羽島市役所市民協働課へ提出してください。(提出方法：窓口またはメール)

- 羽島市市民活動団体登録申請書（第1号様式）
- 団体の定款、規約又は会則等
- ※ 申請書は、市民協働課にあります。ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 登録内容に変更があった場合は、速やかにその登録内容の変更を届け出てください。
- ※ 虚偽や公序良俗に反するなど不相当と思われる場合は、通知せず抹消することがあります。
- ※ この登録は、市の公証をあたえるものではありません。

羽島市市民協働部市民協働課
☎058-392-1111（内線 2313）
✉ kyodo@city.hashima.lg.jp

〒501-6292 羽島市竹鼻町 55 番地
Fax058-394-0025

市民活動団体

